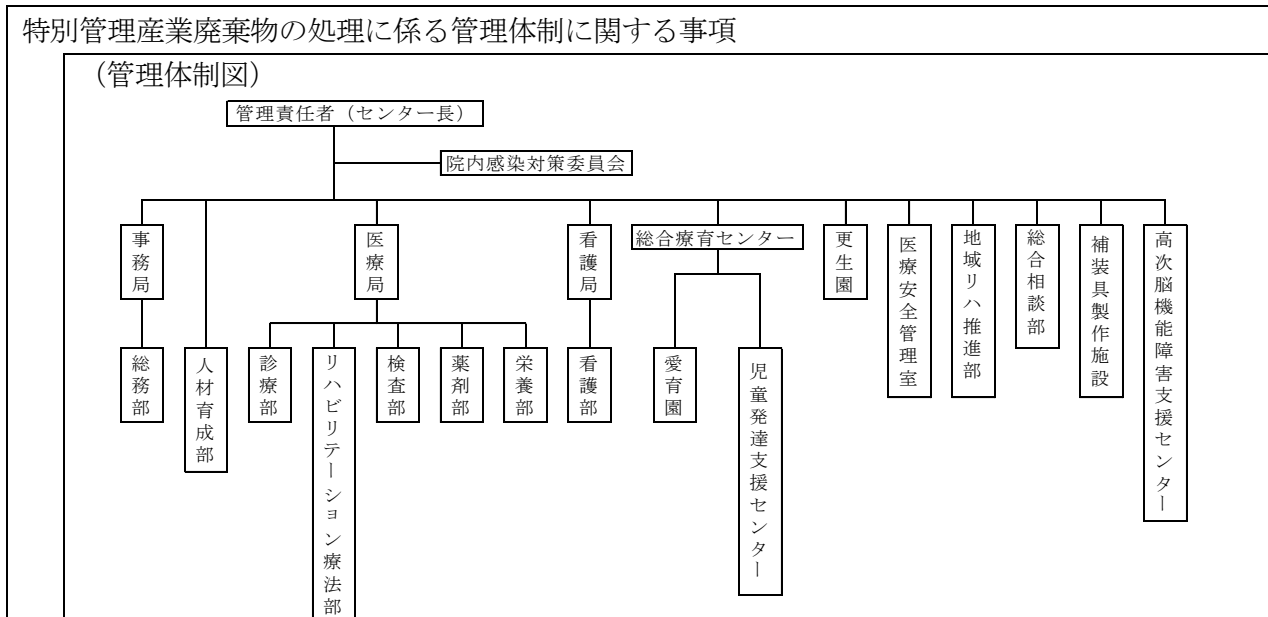


様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和元年6月26日 千葉市長 殿 提出者 住 所 千葉市緑区誉田町1-45-2 氏 名 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 千葉県千葉リハビリテーションセンター 理事長 中 岡 靖 電話番号 043-291-1831 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	千葉県千葉リハビリテーションセンター
事業場の所在地	千葉市緑区誉田町1丁目45番2
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：医療、福祉 中分類：医療業 小分類：病院
②事業の規模	病床数：298床 (リハビリテーション医療施設 110床、愛育園 132床、更生園 56床)
③従業員数	552名(平成31年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>                 graph LR                 A[看護局 (外来・手術室・病棟等)] --&gt; D[廃棄処理委託業者]                 B[検査部] --&gt; D                 C[薬剤部] --&gt; D                 D --- E[※収集運搬～中間処理～最終処分]             </pre>

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(平成30年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	排出量	59.548 t	1.857 t
	(これまでに実施した取組) これまでに実施した取り組みは特になし。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	排出量	50.0 t	1.7 t
	(今後実施する予定の取組) 別の減量化された製品に変更していくことで、 排出抑制を図っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 以下の種類で分別を実施している。 ①鋭利な物 ②その他の感染性廃棄物
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般ごみ、非感染性おむつ等の処理を適切に行い、 その他の感染性廃棄物の増加を防止する。

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の処理に関しては、専門の業者に全て委託しており、当事業団で自ら再生利用を行うことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き専門の業者に全て委託していくため、当事業団で自ら再生利用を行う予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 中間処理についても、専門の業者に全て委託しており、当事業団で自ら中間処理を行うことはない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引き続き専門の業者に全て委託していくため、当事業団で自ら中間処理を行う予定はない。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに当事業団にて埋立処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚物	針
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き当事業団にて埋立処分を行う予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物（汚物）	医療廃棄物（針）
	全処理委託量	59.548 t	1.857 t
	優良認定処理業者への処理委託量	59.548 t	1.857 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 以下の条件にて入札を実施、委託業者に処理を委託している。 ①特別管理産業廃棄物収集運搬業（千葉県内の監督官庁）及び特別管理産業廃棄物処分業（千葉県内の監督官庁）の許可を一括して取得している。 ②「優良認定業者」である旨の許可証の交付を受けている。 ③最終処分までの全ての処理を県内で行うことが可能。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物（汚物）	医療廃棄物（針）
	全処理委託量	50.0 t	1.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	50.0 t	1.7 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>（今後実施する予定の取組） 引き続き、現状と同じ条件にて入札を実施し、 委託業者に処理を委託していく。</p>		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

8 ※欄は記入しないこと。